

群馬県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成27年8月27日

群馬県後期高齢者医療広域連合議会議長 大川 陽一

群馬県後期高齢者医療広域連合議会規則第1号

群馬県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則

群馬県後期高齢者医療広域連合議会会議規則（平成19年群馬県後期高齢者医療広域連合議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第102条第1項中「第100条第12項」を「第100条第13項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。